

第83回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：令和4年5月10日

開会 午後2時00分

○経済戦略局 定刻となりましたので、ただいまから第83回大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には、本日お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます経済戦略局産業振興課担当係長の児島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。1点目が次第、2点目が配席図、3点目が委員名簿、4点目が「軽微な延刻等」に係る手続の状況、5点目がスクリーンに投影します説明資料が2種類、届出編と報告編、6点目が（仮称）フレスポ阿波座の新設の届出に対する住民意見等の意見書の概要、7点目が意見書に対する回答書。配付資料は以上となっております。

不足等はありませんでしょうか。

加えて、傍聴の方には傍聴の際の注意事項、大規模小売店舗出店のルールを配付させていただいております。

また、傍聴の皆様には、先にお配りしております注意事項に従い、円滑な審議会の運営に御協力くださいますようお願い申し上げます。

携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど、審議の妨げにならないよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日、御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

会長に続きまして、反時計回りにお名前のみ御紹介申し上げます。

会長の向山委員でございます。

川口委員でございます。

北野委員でございます。

佐藤委員でございます。

高比良委員でございます。

平栗委員でございます。

なお、本日は7名の委員の皆様が御出席ですが、白委員が御都合により遅れて御出席されます。柳原委員におかれましては御都合により御欠席となっております。

また、本市側ですが、経済戦略局及び大店立地法関係所属の担当者も出席しておりますが、配席表に記載させていただいておりますので、紹介につきましては省略させていただきます。

本審議会の委員は8名でございますが、現時点で6名の御出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により本審議会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

これからの議事進行につきましては、本審議会規則第4条第2項により、議事進行を会長にお願いいたします。

向山会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○向山会長 それでは審議に入りたいと思います。

今日は通常の審議会と比べまして新設案件が4件と多くなっております。さらにまた、報

告事項が最後に1件ございます。たくさんの案件もございますので、通常よりは少し長時間にわたるかもしれませんが、御審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、新設案件から4件が入りますけれども、まずは2件ずつの審議にしたいと思ひますので、質問、ご意見は案件1、2が終了した時点で1回やらせていただいて、その後、3件目、4件目が終わった段階でまとめてご意見を頂戴するという形で進めさせていただきたいと思ひます。

○経済戦略局　それでは、議事1の（仮称）イオン東淀川豊新の新設及び、議事2の（仮称）ドラッグコスモス南港中店の新設に関する届出内容について事務局より説明をお願ひいたします。

○経済戦略局　本日はありがとうございます。事務局で説明のほうをさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、（仮称）イオン東淀川豊新の新設について御説明いたします。

本件はJRおおさか東線淡路駅から550メートルの東淀川区豊新2丁目に新設するとして届出があったものです。

周辺地図はごらんのとおりとなっております。

設置者、施設等の概要ですが、店舗面積は9,284平方メートルとなっております。設置者はイオンリテール株式会社、小売業者はイオンリテール株式会社、他は未定となっております。販売する物品は主に食料品、日用雑貨、衣料品等となっております。用途地域は準工業地域、建物構造は鉄骨造、地上3階建て、令和3年10月8日に届出があり、新設予定日は令和4年6月9日となっております。

続きまして、周辺の状況として、まず計画地の南東側から撮影した写真となっております。

次に、北側道路を西から東向きに撮影したものとなります。

次に、北側道路を東から西向きに撮影したものとなります。

次に、東側道路を北から南向きに撮影したものとなります。

次に、東側道路を南から北向きに撮影したものとなります。

次に、南側道路を西から東向きに撮影したものとなります。

次に、南側道路を東から西向きに撮影したものとなります。

次に、西側道路を北から南向きに撮影したものとなります。

次に、西側道路を南から北向きに撮影したものとなります。

次に、1階平面図ですが、駐車場、駐輪場、荷さばき・廃棄物保管庫の場所を示しております。駐車場は31台、駐輪場は671台を確保しています。そのうち13台分が原動機付自転車となっております。自動二輪用駐車場は12台を確保しております。荷さばき施設は①、②の2か所で、合計で189平方メートルとなっております。廃棄物保管施設は54.9立方メートル分を設置いたします。

次に、建物3階平面図ですが、駐車場を155台分確保しております。

次に、屋上では駐車場を202台分確保しております。

続きまして、今御説明させていただきました各施設について、こちらの表に取りまとめさせていただきます。届出となっております。

次に、施設の運営方法についてですが、小売業者の開閉店時刻及び駐車場の利用時間帯はともに24時間としており、駐車場の出入口の数及び位置は敷地の北側と南側にそれぞれ1か所となっており、荷さばき施設の利用時間は6時から21時までとなっております。

次に、駐車場南側出入口付近の写真となっております。建物南側道路から北向きに撮影したもので左折イン、左折アウトとなります。

次に、駐車場北側出入口付近の写真となります。建物北側道路から南東向きに撮影したもので、左折イン、左折アウトとなります。

次に、搬出入車両専用の出入口付近の写真となります。建物西側道路から東向きに撮影したもので、左折イン、左折アウトとなります。

続きまして、店舗面積についてですが、1階の小売店舗面積は4,350平方メートルとなっております。

次に、2階の小売店舗面積は4,934平方メートルとなっており、1階、2階を合わせまして合計9,284平方メートルとなっております。

続きまして、必要駐車台数についてですが、指針による小売店舗の必要駐車台数は464台となります。

本店の駐車場の必要台数の算出に当たり、Bのピーク率を類似店舗の実績で算出しております。

類似店舗の選定に当たっては、計画店近郊で、計画店舗と店舗規模、立地条件等が類似する5店舗を選定いたしました。

類似店舗の実績はこちらのとおりとなっており、最大値となるイオン南千里店のピーク率を採用しております。

続きまして、ピーク率の実績を用いた算出による小売店舗の必要台数を計算いたしますと375台となります。

それから、実績を用いた算出による小売店舗の必要駐車台数375台に対して駐車場の届出台数は375台となり、算出値を満たしております。

万が一、駐車場に不足が生じた場合は臨時駐車場を確保いたします。

続きまして、来退店車両経路はご覧のとおりとなります。

なお、全ての地点において、開店後の交差点需要率は全て基準の0.9を下回っております。

続きまして、騒音関係ですが、騒音発生源となる設備の稼働時間については、外気処理空調機、空調室外機、冷凍室外機が24時間稼働となります。送風機は6時から21時までと24時間稼働しているものがあります。

続きまして、発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定はそれぞれ店舗周囲11地点で予測地点を設定しており、各地点の周辺写真を御説明させていただきます。

まず、北側の予測地点A1ですが、3階建て医療厚生施設の3階部分となります。

次に、北側の予測地点A2ですが、4階建て医療厚生施設の4階部分となります。

次に、北側の予測地点A3ですが、15階建て集合住宅の6階部分となります。

次に、東側の予測地点B1ですが、3階建て住宅の3階部分となります。

次に、東側の予測地点B 2ですが、11階建て集合住宅で、昼間が8階部分、夜間を6階部分としております。

次に、南側の予測地点C 1ですが、8階建て集合住宅の8階となります。

次に、南側の予測地点C 2ですが、10階建て集合住宅で、昼間が7階、夜間を10階としております。

次に、南側の予測地点C 3ですが、9階建て集合住宅で、昼間は8階、夜間を9階としております。

次に、南側の予測地点C 4ですが、10階建て集合住宅で、昼間は6階、夜間は10階としております。

次に西側予測地点D 1ですが、11階建て集合住宅の11階となります。

最後に西側の予測地点D 2ですが、3階建て住宅の3階部分となります。

次に、各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果と、次のページが夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果となっており、ともに環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果も規制基準を満たす結果となっております。

次に、廃棄物の保管容量について54.9立方メートルとなっており、指針値30.4立方メートルに対して容量を満たしています。

次に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況ですが、令和3年10月22日から令和4年2月22日までの4か月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

最後に、本市の意見案の検討状況についてご説明いたします。

本市関係所属等で構成する、大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など、交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、附帯意見案としまして、

1. 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持、運営に努めること。
2. 当該店舗の設置者は地域社会の一員として社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。
3. 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

なお、南側出入口については交差点の停止線までの距離が短いことから、特に左折出庫時において周辺道路の交通に影響を及ぼさないよう、適切な対応に努めることの3つの附帯意見の取りまとめを行っているところでございます。

続きまして、2番の案件に移らせていただきます。

(仮称) ドラッグコスモス南港中店の新設について御説明いたします。

本件は、Osaka Metro 南港ポートタウン線ポートタウン東駅から170メートルの住之江区南港中4丁目に新設するとして届出があったものです。

周辺地図はごらんのとおりとなっております。

次に、設置者・施設等の概要ですが、店舗面積は1,518平方メートルとなっております。設置者及び小売業者は株式会社コスモス薬品となっております。販売する物品は主に医薬品等となっております。用途地域は商業地域、建物構造は鉄骨造、地上1階建て、令和3年10月27日に届出があり、新設予定は令和4年6月28日となっております。

次に、周辺状況として、まず、計画地の北東から撮影した写真となります。

次に、北側道路を西から東向きに撮影したものとなります。

次に、北側道路を東から西向きに撮影したものとなります。

次に、東側道路を北から南向きに撮影したものとなります。

次に、東側道路を南から北向きに撮影したものとなります。

次に、西側道路を北から南向きに撮影したものとなります。

次に、西側道路を南から北向きに撮影したものとなります。

次に、1階平面図ですが、駐車場、駐輪場、荷さばき・廃棄物保管庫の場所をお示ししております。駐車場は58台、駐輪場74台を確保しております。そのうち4台分が原動機付自転車用となっております。自動二輪駐車を1台確保します。荷さばき施設は32平方メートルを設置しております。廃棄物保管施設は18立方メートルを設置しております。

次に、今ご説明させていただきました内容について表にまとめさせていただきます。

次に、施設の運営方法についてとなります。小売業者の開閉店時刻は9時から22時まで、駐車場の利用時間は8時30分から22時30分まで、駐車場の出入口の数及び位置は敷地の東側の入り口1箇所と、北側に出口1箇所の合計2箇所となっております。荷さばき施設の利用時間は6時から21時までとなっております。

次に、駐車場の入り口と搬入車両の出入口付近となります写真となります。建物東側道路から西向きに撮影したもので左折インとなります。

次に、駐車場出口付近の写真となります。建物北側道路から撮影したもので、東向き一方通行のため右折アウトとなります。

次に、店舗面積について、小売店舗面積は1,518平方メートルとなります。

続きまして、必要駐車台数についてですが、指針による小売店舗の必要駐車台数は15台となり、指針値15台に対して届出台数は15台となり、指針値を満たしております。

次に、来退店車両経路についての地図となります。全ての地点において、開店後の交差点需要率は基準の0.9を下回っております。

次に、騒音関係ですが、騒音の発生源となる設備の稼働時間については、冷凍庫用室外機が24時間稼働しており、空調用室外機及び換気ファンが8時30分から22時30分まで稼働しています。

2発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定について、それぞれ店舗周辺地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真を御説明させていただきます。

まず、北側の予測地点Aですが、4階建て大学となっており、昼間は2階、夜間は基準高さ1.2メートル位置で測定しております。

次に、東側の予測地点Bとなります。事業所敷地境界線上1.2メートル位置での測定と

なります。

次に、南側の予測地点Cです。空き地となっておりますが、敷地境界線上1.2メートルで行っております。

次に、西側予測地点Dについてですが、14階建て集合住宅で、昼間は2階、夜間は3階となります。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果と、26ページですが、夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は環境基準を満たしております。

夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果も規制基準を満たす結果となっております。

次に、廃棄物の保管容量について18立方メートルとなっており、指針値7.3立方メートルに対して容量を満たしております。

次に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況について令和3年11月12日から令和4年3月14日までの4か月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

最後に、本市意見案の検討状況について御説明させていただきます。

本市関係所属等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきましては「意見なし」として取りまとめを行っております。

附帯意見といたしまして、3つ掲げさせていただいております。

1、2につきましては先ほどと同じ内容となっております。

3につきましては、交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、また、大型車で来店時には店舗の前面道路に停車することにより、周辺の円滑な道路交通を阻害することのないよう、敷地内で適切に対応すること。店舗北側出口については、車両通行禁止規制等の変更が実施されるまで供用しないこと。

の3つの附帯意見の取りまとめを行っているところでございます。

以上、案件1番、2番についての説明となります。

○向山会長　　どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、今の意見につきましての御審議を頂戴したいと思います。一応順番どおりにいきたいと思っておりますので、まずは最初の案件についてのご意見、ご質問等ございましたら、どなたからでも御発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○平栗委員　　御説明いただきありがとうございました。

2点ほど質問させていただきたいんですが、まず1つ目が、本日の資料の23ページに指針値のピーク率14.4%を使っていて、これだと464台になってしまっていて、今回の届出よりかなり、今回の届出の数はかなり少なくなるということですね。それを恐らく回避するために類似店舗のピーク率の実績ということで、その中でイオン系列のお店で似ているとこ

ろからピーク率を拾ってきて使った結果、375台でそれを満たしていますという筋書きだ
と思うんですが、これでいいんですか。指針値というのが一応あって、それは一般的には守
るべきものなのかなとは思いますが、そうではなくて、それを満たせそうにないから、ち
よっと都合のいい数字を拾ってきているのかなというふうに見受けられました。この点につ
いて何か情報があればお教えてください。

○経済戦略局　今回、ピーク率ということで、類似店舗の実績値ということで使用してい
るんですけども、一応実績値のほうも年間を通じて一番お客さんの多い12月の実績とい
うことで、そこで類似店舗5店舗をピックアップした中でも最大のピーク率で11.64と
いうところの実際の値というところを引っ張ってきておりますので、指針には到達できてい
ないということもありますので、繁忙期になりましたら別途駐車場を確保しますというこ
とで設置者のほうも。

○平栗委員　ということですね、分かりました。ちなみに、過去にもこういう形で案件を
通したことってあるんですか。

○経済戦略局　ございます。

○平栗委員　それはあるんですね、分かりました。じゃあ、過去の方針にのっとって。

○経済戦略局　補足ですが、指針のほうでも、地域の実情に合わせて実績値を使うなど、
それは認められております。全国のこの14.4%というのは一律の指針値になりますので、
市内では車というよりも、徒歩や自転車が多いということもあって、実績を使いたいとい
う相談はもちろんありますが、原則的には委員がおっしゃるように、指針値を、指針で14.
4%というのを使っていただくというのがまず、我々の方針としてもあります。あと隔地駐
車場をとっていただけるかどうかとか、それでもどうしても確保できないという場合には類
似店舗の実績を出していただいて、それで充足できるであろうという数値を使うというよ
うな形はとらせていただいています。過去にもそういった事例はございます。

○平栗委員　ありがとうございます。よく分かりました。隔地駐車場は利用実績が少ない
と思うので、そういう意味ではこういう手続というのはやったほうがいいのかとは思って
おります。

ただ、1点だけ、これからの話になるかもしれないですけど、類似店舗というのがそもそ
も何を基準に類似店舗といっているのかということところは少し押さえていただいたほうが
いいのかなと思っています。店舗面積なり、もしくは立地地域の特性とか、何かしら、客観的に
これが類似していますということところは示していただいたほうがよいような気がします。よろ
しくお願いします。

これが1点目で、もう一つが、40ページですが、騒音レベルの予測結果ということで、
かなりぎりぎりのラインをいっているなと思っていて、準工業地域なのでそもそもレベルも
高めで、ただ、用途地域的には準工業地域なんですけど、かなり住宅も立地しているエリアな
ので、恐らく住宅の需要によって用途地域というものが形骸化している地域なのかというふ
うに思います。

それで、そもそもそういうところに工業地域の基準を当てはめるのかと言われると、制度
上はそういうふうにはなるんですけど、余り実情に合っていないなという気がするので、少

しここはシビアに見ていったほうがいいのかと思って質問させていただくんですが、今回、予測地点がそれぞれの建物で結構ばらばらなんですね。騒音予測のほうの資料を見せていただくと、最も影響のある場所ということで記載はされているんですが、その最も影響のある場所という理屈のところですね、これは各階で予測した結果、最も高かったのがこの場所になっているのか、もしくは何かほかに理由があるのか、その点についてお教えいただけますでしょうか。

○環境局　　今、ご質問いただきました、最も影響のある地点の選定方法につきまして、各予測地点のマンションですとか、住宅の各階で騒音予測値がどれくらいになるかをまず予測しまして、一番値が大きかった階を選んで予測地点としております。

○平栗委員　　そうなんですね。少し何でこうなるのかなというのが分かりにくいところで、例えば11階が一番高くなるというのは、ひょっとすると遮音壁か何かを設置されて、その回折の効果がなくなるところが11階なのか、それにしてもD1なので、比較的建物、今回の計画地の建物までも近いところにあるので、高さ方向の影響のほうが大ききような気がするんですが、そうっていないというところが少しちょっと不安になりまして質問させていただいた次第なんです。

具体的に、あくまで一つの例ですけれど、一番ぎりぎりなのがC4で、C4は60デシベル基準のところは59になっていて、これは例えば小数点以下の兼ね合いでちょっと値がずれたら60に乗るようなものだと思うんですね。それが一番大きかったのが6階ということなんです。例えばこのC4地点の高さ方向の分布みたいなものって、もし今お分かりになるようでしたらお教えいただきたいんですが、なければ後日でももちろん構いません。

○環境局　　ありがとうございます。C4地点につきまして、各階の騒音値の予測コンターについては今手持ちで資料はないんですけれども、後日、事業者を確認して、ご報告します。

○平栗委員　　分かりました、よろしくお願ひします。恐らく間違っていないとは思いますが、少し、私は日常的に騒音の計算をしている人間なので、やっぱりちょっと違和感があるかなという気がします。その点、すみませんが御確認をよろしくお願ひします。

以上です。

○向山会長　　ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○経済戦略局　　1点だけ先ほどの平栗委員の補足ですが、今のこの実績値を用いるに当たっての、比較検討した店舗をどういうふう選んでいるかというところですが、これは計画店舗の近郊で、店舗面積ですとか、営業時間、駐車場の利用時間と用途地域と公共交通機関ですね、駅からの距離ですとか、バス停の有無ですとか、あるいは行政人口ですとかいうところを含みまして選定した5店舗の実績というところで選んでおります。

○平栗委員　　ありがとうございます。多分そういうことだとは思いますが、我々が例えば日常的に車で日用品を買い物に行くと考えたときに、やっぱりこの店は車で行く、この店は電車で行くとなると思うんですね。それって、コンテンツの話になってくると思うので、その地域の特性とか云々とかよりも、そこら辺も一つ指標としては考えたほうがいいのかという気がしています。例えばこの店はビールが安いとか、そんなのもあると思うんです。

昔、野田阪神にあったジャスコなんか、ビールが安くて有名で、結構車で来ている方がおられて、やっぱりピーク率が物すごく高かったと思うんですね。そういう特性を持つような店舗なのであれば、やっぱりもう少し考えないといけないのかなという気がするので、そこら辺も含めて類似しているということをお願いいただけるといいのかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○経済戦略局 はい。

○向山会長 今回の点、後学のために教えてほしいんですけど、今言った、様々な店舗の属性についての情報を基にということでしたけども、それは出店者側が選定していくんですか、あるいはデータをもらって役所が、どちらが選んでいるんですか。

○経済戦略局 事業者です。

○向山会長 事業者側が類似店舗のリストを出して、その中の最大ピークの数字を採用していると、そういう理解でいいですか。

○経済戦略局 そうです。日ごとのピークということになります。

○向山会長 はい、分かりました、ありがとうございます。

じゃあ。

○佐藤委員 ちょっと拝見していると気になったのが、A3と言われている地点になるんですけども、今の騒音のところでも北側道路に面している中では一番厳しくなっていて、これが集合住宅の建設予定で15階建てのものということなので、この出店計画の届出書の縦覧もこの住民等になる方がご覧になっているのかなというのがちょっと気になりました。騒音の問題だけじゃなくて、ここにちょうど目の前に出入口ができるということなので、15階建てのマンションを建てていけるとすると、かなり工期もあるので、入居の方が知らない間にこの届出書が出ているという可能性もなきにしもあらずだなと思っていて、その辺の住民、これからの住民への告知みたいなことというのはちゃんとされていたのかどうかというのを教えていただければと思います。

○経済戦略局 縦覧につきましては、設置する場所の区役所のほかに、我々のいるATCのほうと、あと公報のほうにも載せておまして、市内の居住者の方でしたら縦覧できるような状態にはあるということと、縦覧一覧ということでホームページ等にも載せておきますので閲覧できる状況にはございます。

○佐藤委員 そうすると、例えばこれは分譲か、賃貸か分からないんですけども、もし分譲だとしたならば、分譲する会社なりがこういうものができます、環境についてはこういうふうに変わりますという説明をされているかどうかは分からないということでしょうか。

○経済戦略局 そうですね。そこは確認しておりません。

○佐藤委員 それはやはりこれからの住民には、多分地元には情報はいつていると思うんですけど、これから住むというのが分かっている人たちにとってはやっぱりちょっとそれだけでは配慮が足りないと思う。分譲主なりにもう少し指導などあってもいいのかなというふうに思いました。

○向山会長 私も詳しいことは分からないのですが、感覚的に言うと、少なくとも入居が決まっている方については、イオンができますよという情報は、騒音としての情報じゃなく

て、買い物の利便性が高まりますよという情報は少なくとも不動産業者等々から流れているはずですよ。ですから、そこを、入居が決まっている方がどう評価されているかという問題と、今後の方については、物理的に無理ですね、だから、騒音の情報は恐らく、わざわざそれを自ら開示情報を探索しようという方はどの程度おられるか分かりませんが、少し法の趣旨からいうと、そこまでの積極的開示というんですか、誘導的開示というのは含まれていないような気がしますので、ちょっと微妙な問題かと思われま。

○佐藤委員　そうですね。出入口の位置をここにした理由が何となくそういうまだ人が住んでいないうちにというのがあったとしたら、非常に残念だなというふうに思った次第です。あえて、2回交差点を曲がって入らせるというところの理由がちょっとよく分からなかった。建築計画上、東側から入りにくかったということがあるのかもしれないですけど、その点が気になったということ。

○向山会長　そのほかどうですか。

○白委員　今日の報告資料にはないんですが、事前に頂いた資料の43ページに、ちょっと24時間営業というふうなことで、騒音対策とか、防犯対策というのがすごく気になっていたんですけど、それを確認していたら、事前に頂いた資料に、防災・防犯対策への協力というふうなところの内容の中に、黒丸印の2番目のやつなんですけど、そこに、例えば店舗とか、駐車場というのが24時間開いているのに、そこに書いている文面からすると、店舗営業時間終了後は店舗及び駐車場の入り口を施錠し、夜間の防犯管理を徹底しますというふうに書いてあって、24時間駐車が可能になっているのに、なぜ入口を、駐車場の入口とかを施錠するのかなというふうなことでちょっと疑問になりましたので、そこら辺を確認させていただきたいなと思いました。多分ひな形があると思うので、そこをそのまま書いているのかなというふうに思うんですけども、次の3件目のところも24時間営業で、そこも全く同じように書いてあって、営業時間とここに書いている内容というのがちょっと合わないんじゃないかというふうに思いましたので、そこら辺をちょっと確認させていただきたいです。

○経済戦略局　届出書上は24時間ということで届出があったものなんですけれども、実態としましては、近隣のイオン同様、朝の8時ですとか、7時、夜でしたら22時、23時という他店舗と同様の開閉店時刻となるんですが、イベント等で年に数回、遅い時間も開けたいということで、それを可能にするために24時間という届出をされているので、実態としましては通常他店舗のイオンと同様のような予定になっております。

○白委員　承知いたしました。

○向山会長　この1個目の案件につきまして、その他ご意見はどうでしょうか。

○北野委員　私のほうからは、ちょっとお聞きしたいことが、附帯意見との関係の附帯意見案の3番目のところで、既に御指摘と御検討いただいているところではありますが、南側出入口の点について、交差点の停止線までの距離が短いという附帯意見がついている点がありますので、この点についてお聞きします。

事前に頂いた1階の平面図を見ましても、南側の出入口から出た場合に、本当に交差点の停止線から近く、またこの付近で3車線に分かれています。右折レーンになりますとさらに

向こう側になったり、左折レーンになったらもう左折したい車が滞留していたりということ
でちょっと出るのが難しそうなケースかなというふうに思いました。

また、左折イン、左折アウトの原則なんですが、きちんとしていないと、右折で入ってくる車とかも出てくると、余計に交差点も渋滞が起きたりしてややこしいことになってきて、かなり危険なケースも想定されるかなと感じていたんですが、そのあたりの附帯意見案の事前の検討や事前の議論の中ではどのような検討が行われたのか、情報があれば教えていただけるでしょうか。

○大阪府警 事前協議の中で、当然ここは出にくくて、停止線からおよそ普通の乗用車で1台、もしくは2台程度なのでかなり出庫するのに厳しいので、事前協議の中では、南側道路から左折か、北側出入口を出口専用という形でするのが望ましいということでお話をさせていただいていたんですが、北側の道路なんですが、生活道路内に入って、周辺住民からもここに出庫車両が伸びると、多くなると困るというような意見があるということで、やむなくここを左折イン、左折アウトで南側の出入口もなされたわけなんですけども、ただ、交通管理者としてもやはり左折で詰まってしまうと場内もかなり滞留して、それが北側の道路のほうにも影響があったり、もしくは左折でここが詰まってしまうと、南側の市道のほうもかなり停滞してしまったり、交通影響が考えられるというところで、そういった状況になったら、この南側の出入口を封鎖するなどして北側から出すということが条件でこの南側が出入口、入り口専用だけではなくて出口も可能とさせてくれというようなことが事業者からありまして、この出口の付近で誘導員を配置するということが条件で一応こういような計画になったということです。

○北野委員 ありがとうございます。

○向山会長 今の点、よろしゅうございますか。

じゃあ、川口委員。

○川口委員 私も同じ南側の出入口の位置のところちょっと気になっていまして、出口の話は今の話だと思うんですけど、入ってくるときに、障がい者用の駐車場がここにありまして、この降りてきた人がどう動くのかなというのがちょっとよく分からなかったというか、この駐輪場、資料のナンバー2、285台と記載されているところの下に道があるのかないのかにもよって、入ってきた車と降りている、移動を準備している人と交錯しないかなというのがちょっと心配になりまして、その手前に緑地があるので、その緑地も目隠しで高かったらとか、その辺の見えにくかったらその人たちが準備しているのも見辛いだらうしというのが気になりましたので、附帯でその話もあるんですけど、今度、場内の入口の部分、多分交通整理員がここに立ちますので、多分見てはいると思うんですけども、この辺大丈夫かなと心配になったので、このあたりどうお考えなのかちょっと教えていただきたいです。285台と記載されているところの下にかなり余裕のある幅員の道がありますよだったら多分入ってこれると思うので、全部この285台が邪魔で見えないので、そこだけ教えてもらえれば。

○計画調整局 今頂いた質問としては、車椅子駐車場が2台あって、その下側のところをどうやって風除室のところまで行けるかということによろしいでしょうか。

○川口委員　　はい、結構です。

○計画調整局　　バリアフリー法のほうで、車駐車場から風除室のところまで移動円滑化経路という通路幅1, 200ミリメートルを取らないといけない基準があるので、恐らく一応法律上は車駐車場から風除室の入口まで移動円滑化経路が発生するので、必ず要るはずなんですけど、今を見ると、これが、植栽が低いのかどうなのかとかがちょっと読めないところがあるので、また後日回答をさせていただきます。

○経済戦略局　　そうしましたら、今のご質問につきましては、また確認しましてお答えさせていただきます。

○向山会長　　僕も確認したいんですけど、どこが問題になってるかをちょっと整理したいので。南側の出入口から入ったところに、障がい者の駐車場が2台分ありますよね。ここで止めて、停車された方が店内へ入るときに、さらにその南側の三角形の緑地帯の横あたりを通過して、その目の前が建物の入り口になるんですかね。そこへ安全にアクセスできるかどうかという、そういう質問ですよ。

○川口委員　　はい。

○向山会長　　入庫してくる車との接触の問題じゃなくて。

○川口委員　　それも附属的には関わってくるかなとは思いますが。主たるほうは前者のほうです。

○向山会長　　入口への移動の安全性ですね。分かりました。何が問題かというのは分かりました。

これについて確認をいただくことはお願いをしなければならないのですが、それについて改善を求める、改善というのか、何らかのしかるべき対応をお願いをすることはできるわけですね。実際にされるかどうかはコントロールできないんですよ。たしか。できるんですか。

○経済戦略局　　ご意見をいただいて、それを事業者のほうに、こういう審議会で意見がありますということで、一旦伝え、対応する、しないの返答をもらいます。

○向山会長　　それを受けて、この附帯意見案の中に、三つ目になるんですかね、その点についての念押しといいますか、それを入れるかどうかというのはその後の問題になるんですかね。

○経済戦略局　　そうですね。

○向山会長　　要するに、今日の時点でその確認及び回答を待たないと、附帯意見を書くことができないというのは、少し時間的等々の問題でいいのかどうかというのが気になるんですけど、その点いかがですか。

○経済戦略局　　法的に問題があるようでしたら、もちろん訂正といいますか、修正はしていただく必要はあるんですけども、大店法的にはここを変えなさいというものではありませんので、生活環境に影響を及ぼすということであれば意見をつけてということもあるんですけども、恐らく先ほど計画調整局が言うように、この障がい者の駐車場の位置とかというのは、法的に決まりがあった中で、承認を受けて、この届出になってると思いますので、ちょっと我々もそこを確認しないといけないんですけども、そこは法的に駄目という状態であれ

ば、別の法律でバリアフリーだったりとか、そういったところがかかってきますので、その場合はもちろんそこにかかってくれば、図面の修正なり、計画の変更というのはしていただかないといけないんですけども、恐らく事業者のほうではそこはきっちりされてると思います。

ですので、もちろん審議会としては我々のほうで確認しまして、問題ないですよということの回答にはなるんであろうとは思いますが、意見をここに付してということにはなかなか難しいかなということで思っております。

○向山会長　　ということですが、結論的にはどうでしょうかね。附帯意見として、その回答を実際は見ないと分からないわけですが、もちろん法的には問題ないという前提で、なおかつ回答として、例えば特にこの点については懸念事項はないですみたいな反応であれば、現状の先ほどお示しした附帯意見③のままで追記しないと。仮に、法的には問題ないんだけどもっていうときに、あえてそこにこの点についての配慮を求めるといふ文言を書いて、この審議を終了するのかっていう、その分かれ目はどうすればいいですかね。それはもう相手の回答を見ないと分からないんですけども、Aというケースの場合にはこのままで承認と。一応、この会議においては承認と。Bというケースが起きたときには、附帯意見にもう一文加えるというね。両方での御承認を今日得ていたほうが、対応としては後々スムーズかなという気がするんですけども、そういう対応方針、つまりプランAとプランBを、いずれかを採用しますよと。回答次第でいずれかを採用しますよということで、この案件については今回御承認をいただくというやり方が問題なければそのほうがいいかなという気はするんですが、そういう形でよろしいですか。大阪市としてはこれでいいですか。

○平栗委員　　大店法の範疇ではないということですね。

○向山会長　　立地法の範疇ではそこまではということですね。

○平栗委員　　それは確認はしていただいたほうがいいと思う。大事なことなので。それが変更する必要があるという話に、別の法律上、変更しないといけないとなったときに、大店法に影響のある部分の変更が生じるかどうかということですよ。そうすると、多分今回の計画でいくと、駐輪場の枠が少し減るといふぐらいの影響しかなさそうな状態なので、そういう意味では大店法上で附帯意見をつける事項ではないのかなというふうに思いますが、そうでもないんですかね。私の理解だとそうなのかなと思ってます。

○経済戦略局　　大店法に関わりのある事項でしたら、この三つ目の附帯意見のほうに追加させていただきますし、対象外のことでしたら、現在の附帯意見で設置者に通知させていただきます。

○平栗委員　　恐らく何か影響はありそうですか。何か駐輪場、確かに枠を減らしたほうが移動はスムーズになるし、そのほうが絶対いいだろうなと思ったり、そもそも障がい者用の駐車スペースが1階にしかないっていう状態で、ほかの階につけなくていいのかなとか、何か恐らく言い出すといろいろあるような気はするんですけど、ただそれは大店法の範疇ではないと思うので。

○経済戦略局　　そうですね。駐輪場につきましては、設置義務の約3倍ほどあります。

○平栗委員　　そうですね。物すごく数ありますよね。

○経済戦略局　　はい。数がございますので、多少減ったとしても、そこまでいかないと思います。

○平栗委員　　そうですね。だから恐らく大店法上はいけるということで、このまま進んで大丈夫なのかなという気がしてるんですが、どうですか。

○向山会長　　僕も立地法の細かい細かい規定は把握しておらないんですけども、例えば③のあの現在の附帯意見と、交通安全の確保に関して意見を申すことはできるはずなんです。今のおっしゃった問題が身障者の方、2枠について、安全が確保されていないと判断すれば、安全を確保するように対応をしていただきたいという附帯意見は出せると思います。ただそれは回答を聞かないと分からないわけです。恐らく安全性には問題ない。この植栽部分については、広さは分かりませんが、安全に通行いただけるように配慮してあります、あるいは配慮しますという回答だろうとは思いますが、一応そうであれば何も付け加える必要はないと思いますけれども、そこに若干の問題点なりがあった場合にはどうするかというのは、私はあらかじめ予測しておきたいと思っておるのでして、そのときには何らかの文言を、あくまで期待というか希望しかできないわけですが、指導までできないわけですが、その希望の文言を、必ずしも十分ではないと判断されたときに、その部分を念押しで入れておくのかどうかということなんですね。いや、もうそこまではいいのではないかと。恐らく大丈夫でしょうということであれば、現行のままで通せばいいのではないと思うのですが。どうでしょうか。そういう意味で、Aプラン、Bプランということを見せていただいたんですけども、現状Aプランで済むだろうとは思いますが。

○平栗委員　　そういう意味では、文章を広義に捉えると、既に③の中に今の問題は入っているという。

○向山会長　　まあそういう解釈もできるんですけどね。ただ、なお書きがついてますので、あれなんかはあれも含めてなんで、なおを入れるのかどうかという微妙な問題でありますけれども。

○経済戦略局　　確認後、また向山会長に御相談させていただけたらと思います。

○向山会長　　そういう形でいいですか。そうすると。

○経済戦略局　　はい。会長に一任いただけたら。

○向山会長　　そういうことですね。今御指摘いただいたアクセスルートとか、その安全性に関しては、相手方の回答を待って、もしもそこで何らかの疑念といいますか、リスクを感じた場合には、私と事務局のほうで少なくともそれに返す対策を考えさせていただいた上で進めさせていただくという形よろしいでしょうか。

○平栗委員　　はい。

○向山会長　　今の点についてはイオンのほうに確認をしていただいて、多分大丈夫でしょうけれども、その辺を押さえた上でという対応をさせていただく形にしたいと思います。

　　続きまして、ドラッグコスモス南港中店の2番目の案件につきましてのご意見、ご質問を頂戴できればと思いますが、いかがでございましょうか。

○平栗委員　　一つよろしいですか。一つお教えください。これと前の、今1件目の案件でもそうだったんですけど、駐車場とか駐輪場が実際設置してる台数に対して、かなり少ない

数を届けてることがあると思うんですけど、今回も全体収容台数、駐車場で58台で、別途従業員用もあって、届出が15台というのは、これはいざというときに削ることができるか、そういうのを想定した届出になってるという理解でよろしいんですか。

○経済戦略局 はい。おっしゃるとおりでございます。初めの届出の台数から減らす場合は、また新たに届出をしないといけないというところがございますので、あらかじめぎりぎりの台数で届出をされているということです。

○平栗委員 はい。分かりました。その計算とかは58台でされてるので、そこは問題ないのかなと思ったんですけど、何か実際どうなんですかね。届出台数より、実際は駐車場多かったら車の来店が増えがちになるとか、何かそんなことはないんですよ。多分。あんまり考えなくていいのかな。この案件に関してはどうでもいいことなので、以上です。

○向山会長 そのほかのご意見いかがでしょうか。

意見、ご質問ございませんでしょうか。

○北野委員 附帯意見案の③のところの一番最後のところに、駐車場の北側出口については車両通行禁止規制等の変更が実施するまで、供用しないことという意見案が付されている点についてお聞きします。

現状、出入口は2か所想定されているうちの1か所が当面は利用できないということは意見が付されているんですが、このあたり、例えばこのような意見をつけるに至った経緯が、変更が実施されるまでというのは具体的に例えばどういう時期を想定されるのか等について、そのあたりをまた御説明いただければと考えます。お願いいたします。

○大阪府警 北側出入口がある、この北側の道路なんですけど、ポートタウン内の車両通行禁止がかかっておりまして、写真を見ていただきますと、ゲートが見えるかと思います。ちょうど北東側のこの交差点のちょうど、交差点でいいますと東詰め、ここまでこの北側の道路が実はこの東西で全部車両通行禁止がかかってる状態になってまして、このまま規制をかけたまま、この出口を供用するとなると、交通違反も伴ってしまうということになりますので、ここは大阪港湾局によって交差点までかけてたんですけども、実情、本来でいえばゲートまでいいんじゃないかということをごちらでも検討しまして、現在、大阪港湾局で、規制の短縮について、現在手続中となっております。恐らく店舗の新設が6月28日と聞いてますので、恐らく間に合うかとは思いますが、今後この手続を進めていく中で、何か引っかかることがあって、この28日以降になってしまうとなると、交通違反が続出するということになりますので、もしそれが間に合っていない場合は、この北側出入口は出口専用ではなく、もう封鎖しておいて、東側の入口専用を使って、ここで入りと出を一緒に行ってくださいと。港湾局規制で、その規制の短縮がこの28日までに実施されていれば、何ら問題なくこの今の形状でいけるということになってますので、一応ちょっと附帯意見のほうではちょっと押さえさせていただいたというようなことになります。

以上です。

○向山会長 よろしいでしょうか。

○北野委員 はい。

○向山会長 そのほかのご意見はよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○川口委員 今、車両についてはって感じですけど、歩行者はここから入れるんですかね。

○経済戦略局 歩行者は大丈夫でございます。

○川口委員 はい。分かりました。じゃないと、こっちからは入れないことになりますので。分かりました。

○向山会長 はい。それでは、そろそろこの2件につきまして、御審議の結果を整理させていただきたいと思います。

皆さん方からたくさんのご意見を頂戴いたしましたが、この案件1と2に関しましては、基本的には届出上、法の趣旨に沿っており、指針を踏まえた内容となっているというふうに判断できるのではないかと考えます。

したがって、当審議会としましては、立地法第8条4項の規定により、意見については述べないということにしたいと思います。ただ、ご意見の中にもございましたように、附帯意見については、両案件とも3点を申し添えるということにしたいと思います。また、持ち越しの内容としましては、最初の案件については騒音の問題、C4のポイントのデータの収集の判断等々については若干確認が必要でございますようでしたので、その点については回答を、特に御専門の平栗先生のほうにお示しをいただいて、妥当性があるということの御了解、御判断を頂戴をしたいと思います。

それからもう1件のほうの障がい者用の駐車場からのアクセスの問題につきましても、イオンのほうに確認をいたしまして、回答を得た上で、特に問題なければ原案どおり、附帯意見で処理をしたいと思います。万一、何らかの問題が感じられるようでしたら、事務局と私のほうで、その点を確認採択としまして処理をしたいと思います。その点については御一任を願うという形で、この二つの案件につきましては、処理したいと思いますが、よろしくどうぞ。

(「異議なし」の声あり)

○向山会長 ありがとうございます。

続きまして、案件3の新設案件、阪急三国店舗計画及び4件目ですけれども、(仮称)プレスポ阿波座の新設届出に関する御説明のほうを、事務局よりお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○経済戦略局 分かりました。では引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、3件目の事案になります。(仮称)阪急三国店舗計画の新設について、御説明させていただきます。

本件は、阪急宝塚線三国駅から130メートルの淀川区新高3丁目に新設するとして届出があったものです。周辺地図はごらんのとおりとなっております。

設置者・施設等の概要ですが、店舗面積は1,347平方メートルとなっております。

設置者は株式会社光洋。小売業者は株式会社光洋、他1社となっております。販売する品は主に食料品、医薬品等となっております。用途地域は商業地域。建物構造は鉄骨造、地上2階建て。令和3年11月9日に届出があり、新設予定日は令和4年7月10日となっております。

ります。

周辺の状況として、まず計画地の北東側から撮影した写真となっております。

次に、北側道路を西から東向きに撮影したものとなります。

次に、北側道路を東から西向きに撮影したものとなります。

次に、東側道路を北から南向きに撮影したものとなります。

次に、東側道路を南から北向きに撮影したものとなります。

次に、南側道路を西から東向きに撮影したものとなります。

次に、南側道路を東から西向きに撮影したものとなります。

次に、西側道路を北から南向きに撮影したものとなります。

次に、西側道路を南から北向きに撮影したものとなります。

次に、1階平面図となっております、駐輪場、荷さばき・廃棄物保管庫の場所を示しております。駐輪場につきましては116台を確保して、そのうち6台が原動機付自転車用となっております。荷さばき施設は44平方メートルを設置します。廃棄物保管施設は10.8立方メートル分となっております。

続きまして、屋上平面図となります。駐車場の場所を示しております。駐車場は41台を確保しており、自動二輪車は2台分を確保しております。

次に、今御説明させていただいた部分を表に表しております。

施設の運用方法についてですが、小売業者の開閉店時刻は、駐車場の利用時間帯と合わせて24時間となっております。駐車場の出入口の数は1か所、施設の東側となっております。荷さばき場の利用時間帯は6時から21時までとなっております。

次に、駐車場の出入口の写真となっております。建物の東側道路から西向きに撮影したもので、左折イン、左折アウトとなっております。

次に、搬出入車両用の出入口の写真となります。建物南側道路を北向きに撮影したもので、左折イン、左折アウトとなっております。

次に、店舗面積についてです。店舗面積は1階部分の小売店舗面積が1,231平方メートルとなっております。

続いて、2階部分の小売店舗面積は116平方メートルとなっており、合計1,347平方メートルとなっております。

続きまして、2階部分併設施設の面積でございます。925平方メートルとなっております。

続きまして、必要駐車台数についてです。指針による小売店舗の必要駐車台数は10台となっており、併設施設の必要駐車台数は4台となっております。建物全体の必要駐車台数は、合計で14台となります。

指針値10台に対して、届出台数は10台となっており、指針値を満たしております。併設施設は、必要台数4台を加算した建物全体の必要台数14台に対して、全体収容台数は41台となっておりますので、十分な駐車場を確保できているということとなっております。

次に、来退店車両経路についてはごらんのとおりとなっておりますが、全ての地点において、開店後の交差点需要率は全て基準値の0.9を下回っております。

なお、南東側地点Cについては、無信号交差点となっております。

続きまして、騒音関係となります。騒音発生源となる設備の稼働時間については、空調室外機及び冷凍冷蔵室外機が24時間稼働することとなっております。給排気口は24時間稼働しているものと、一部6時から21時までの稼働時間となっております。

次に、発生騒音の予測・評価についてでございます。予測地点については、店舗周辺4か所について設定しており、各地点の写真について説明させていただきます。

まず、北側予測地点Aですが、8階建て集合住宅の6階部分となります。

次に、東側予測地点Bですが、8階建て集合住宅、昼間は7階部分、夜間は8階部分となります。

次に、南側予測地点Cですが、7階建て集合住宅の6階部分となります。

最後に、西側予測地点Dですが、14階建て集合住宅の10階部分となります。

続きまして、各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測値結果と、次のページの夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベル予測結果については、環境基準を満たしております。

夜間午後9時から午前6時までの騒音レベル最大値予測結果についても、規制基準を満たす結果となっております。

次に、廃棄物の保管容量についてでございます。10.8立方メートルとなっており、指針値6.3立方メートルに対して、容量を満たしております。

次に、本届出に関する縦覧、住民意見についての受付状況ですが、令和3年11月19日から令和4年3月22日までの4か月間行いました。これは意見等はございませんでした。

最後に、本市意見案の検討状況についての御説明をさせていただきます。

本市関係所属等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要などの交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨・指針を踏まえた対応と配慮がされていることを確認し、市意見案につきましては「意見なし」の取りまとめを行っております。

なお、附帯意見といたしまして、案件1、2と同じように、①、②については同じ内容となっております。③についてはなお書き以降の部分がない交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めることでとどめている内容となっております。

以上、3つの附帯意見の取りまとめを行いました。

では続きまして、(仮称)フレスポ阿波座の新設について、御説明を引き続きさせていただきます。

記載されている周辺見取り図ですが、Osaka Metro 中央線阿波座駅から115メートルの西区立売堀6丁目に新設するものとして届出があったものです。周辺地図はごらんのとおりとなります。

設置者・施設等の概要ですが、店舗面積は4,079平方メートルとなっております。設置者は大和リース株式会社。小売業者は株式会社万代、他8社となっております。販売する物品は、主に食料品、衣料品、日用品、医薬品等となっております。用途地域は商業地域。建物構造は鉄骨造、地上3階建て。令和3年12月1日に届出があり、新設の予定は令和4

年8月2日となっております。

周辺状況といたしまして、まず計画地の北東から撮影した写真となります。

続きまして、東側道路の状況ですが、北から南向きに撮影したものとなります。

次に、東側道路を南から北向きに撮影したものとなります。

次に、南側道路を東から西向きに撮影したものとなります。

次に、南側道路を西から東向きに撮影したものとなります。

次に、西側道路を北から南向きに撮影したものと、南から北向きに撮影したものととなります。

続きまして、1階平面図となりますが、駐輪場、荷さばき場、廃棄物保管庫の場所をお示ししております。駐輪場は159台確保しており、そのうち8台分が原動機付自転車となります。荷さばき施設は189平方メートルの設置となります。廃棄物保管施設は46.6立方メートル分の設置となります。

その下が、3階平面図となっており、駐車場、荷さばき場の場所が示されております。駐車場は62台分を確保され、自動二輪車は4台分が確保されております。荷さばき施設は12.5平米が設置されます。

次に、今御説明させていただいた内容を表にさせていただいております。

次に、施設の運営方法についての記載となります。小売業者の開閉店時刻につきましては、7時から翌0時まで。駐車場の利用時間は6時30分から翌0時30分まで。駐車場の出入口の数及び位置についてですが、施設の東側1箇所となっており、荷さばき施設の利用時間は6時から21時までとなっております。

次に、駐車場の出入口の写真となります。建物東側道路から西向きに撮影したものとなっており、左折イン、左折アウトとなります。

次に、搬出入車両の出入口付近の写真となります。建物西側から撮影しており、東向きに撮影したものです。左折イン、左折アウトとなっております。

次に、店舗面積となっております。1階の小売店舗面積は2,038平方メートルとなっております。

2階の小売店舗面積が2,041平方メートルとなっており、合計4,079平方メートルが全体の面積となります。

続きまして、1階の併設施設についての面積となっております。276平方メートルの広さとなっております。

2階の併設施設の面積が1,102平方メートルとなっており、合計1,378平方メートルが併設施設となっております。

次に、必要駐車台数についてのご説明です。指針による小売店舗の必要駐車台数は39台となります。

併設施設の必要駐車台数は5台となっており、建物全体の必要駐車台数は44台となります。

指針値39台に対して、届出台数は39台となっており、指針を満たしております。

また、併設施設の5台を加算した建物全体の必要駐車台数は44台に対して、全体の収容

台数62台となっておりますので、十分な駐車場を確保しております。

次に、来退店車両の経路となっております。全ての地点において、開店後の交差点需要率は基準値0.9を下回っております。

続いて、騒音関係ということになります。騒音発生源となる設備の稼働時間につきましては、冷凍冷蔵用室外機が24時間稼働しており、空調用室外機及び給排気口が6時から24時まで稼働しております。

発生音源の予測・評価について、予測地点の設置をそれぞれ店舗周囲5箇所に設定しており、各周辺写真について掲示させていただいております。

まず、北側予測地点A1、A2ですが、昼間はA1の7階建て集合住宅の7階部分、夜間はA2の10階建て集合住宅の10階部分となります。

次に、東側予測地点Bですが、2階建て住宅の2階部分となります。

次に、南側予測地点Cですが、11階建て集合住宅の11階部分となります。

最後に、西側予測地点Dですが、15階建て集合住宅で、昼間は6階部分、夜間は7階部分となります。

次に、各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果となっております。

次に、夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果となっており、環境基準を満たされております。

次に、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果となっておりまして、規制基準を満たすものとなっております。

次に、廃棄物の保管容量についてでございます。46.6立方メートルとなっており、指針値19.1立方メートルに対して容量を満たしております。

次に、本届出に対する縦覧、住民等の意見受付状況となっております。令和3年12月10日から令和4年4月11日までの4か月間行いました。その結果、意見書の提出が1件ございまして、お手元の（仮称）フレスポ阿波座の新設の届出に対する住民等意見の概要について添付させていただきますので、そちらをご覧くださいと思います。

ご意見の内容は、建物の所有者とテナント主を明確にしてほしい。土地は旧日生病院の跡地をどうしているのかを建物所有者より答えてほしいというものであり、この意見に対する設置者からの回答といたしまして、建物の所有者、建物設置者については、弊社、大和リース株式会社です。テナント、小売事業者についてはですが、それについては株式会社万代、他8社を計画しています。また土地については、日本生命保険相互会社からお借りしますとの回答を得ております。

続きまして、本市意見案の検討状況についての御説明となります。本市関係所属等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要などの交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っております。

附帯意見案としまして、4つございまして、1、2、3については先ほど案件3にもございました内容と同等となっております。4番につきましては、騒音についてでございます。

騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって、事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。また、深夜営業に関して、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう努めること。の附帯意見をつけて取りまとめを行っているところでございます。

以上、3案件目、4案件目の御説明とさせていただきます。

○向山会長　　ありがとうございました。

それでは、まず案件3のほうからご意見、ご質問等ございましたら、御発言願いたいと思います。よろしくどうぞ。

○平栗委員　　騒音の予測についてお伺いしたいんですが、夜間の等価騒音レベルの予測結果というのがあって、この中で地点がCですかね。ここが結構、環境基準的にはぎりぎりになっているので、どういう状況なのかというのをお送りいただいた騒音予測の参考資料で見ますと、結果、詳細4というページに、いろいろ各音源からの寄与が書いてあって、その中で一番寄与が大きいのが排気口、排気ファン K1-1 なんです。これ1階にあって、音源高さが3.5メートルのところであって、距離減衰を考えて、回折補正を考えてないという状態で計算されてます。このほかの騒音源に対して圧倒的にレベルとしては大きくなって。なので回折補正を考えてないということは周りに障害物がないという前提になってきますので、そうすると距離が一番短いところがレベルとしては大きくなると思うんですね。そう考えたときに、これなぜ6階で計算してるのかというのがちょっとまだ分からないですね。恐らくこの状態だと、2階とか、そういう高さが一番距離が短くなると思うので、ちょっとこれはまた何でなのかなというふうに思います。何かちょっとお分かりのことがございましたら、お教えください。

○経済戦略局　　調べまして、後ほどお答えいたします。

○平栗委員　　はい、分かりました。よろしくお願ひします。

○向山会長　　それでは、その間を利用しまして、ほかの方のご意見を頂戴したいと思います。

○高比良委員　　質問なんですけれども、この後のプレスポ阿波座さんも同様なんですけれども、2店とも駅から非常に近いところに店舗ができるということなんですけれども、2つとも駐輪場については有料なのでしょうか、無料なのでしょうかということがちょっと気になったのと、あと駐車場の収容台数に対して、届出台数が2つとも少ないと思うんですが、それはやはりクリニックの分があるからということでしょうか。その2点、質問です。

○経済戦略局　　まず、駐輪場の料金なんですけれども、阪急三国店舗計画のほうは「無料」で、プレスポ阿波座のほうは「有料」となっております。

阪急三国店舗計画の駐車場の届出台数は10台となっているんですけれども、全体の収容台数としては41台を確保しております。

プレスポ阿波座につきましても、届出台数としましては39台となっておりますが、全体の収容台数としては62台を確保しております。

○高比良委員　　これは両方ともクリニックが入ってるようなんですけれども、クリニックの分は関係ないとか、そういうふうに考えての収容の届出の台数になっているんでしょ

うか。

○経済戦略局　クリニックのほうは入っていないんですけども、クリニックのほうの必要台数としまして、阪急三国店舗計画は、併設施設の必要駐車台数ということで4台が必要台数となっております、合わせて14台となっております、それも含めましても41台ということなので、足りているということになります。

　フレスポ阿波座のほうにつきましても、併設施設が5台分ということで、合わせて全体としては44台、必要台数があるところ、62台の駐車場を確保しておりますので、併設施設を含めても足りてはおります。

○高比良委員　ありがとうございます。

○経済戦略局　補足ですが、高比良委員のおっしゃるトータル台数の話ですと、クリニックは一応この小売店舗には該当しませんので、併設施設として扱ってまして、指針のほうでも併設施設も考慮してということにはなってますので、届出の中には入ってませんが、その分も含めて考慮した結果充足しておりますというような結果になっております。

○高比良委員　はい、分かりました。ありがとうございます。

　駐輪場に関しては、フレスポ阿波座のほうは有料なんですけれども、阪急三国店舗計画のほうは有料ではないということだったんですね。そうするとやはりちょっと駅の近くですので、混雑して、しかもたしか24時間ですかね。やはり混雑する可能性があると思いますので、今後の混み具合によって、また有料化等検討していただくほうがいいかなと思いました。ありがとうございました。

○川口委員　24時間営業ということで、この北側の周辺というか、向かいの建物が低層のアパートになってると思うんです。お送りいただいた図面を見ますと、こっちが表になってるので、かなり北側に開放部がたくさんありまして、2階はクリニックなので24時間営業しないとは思いますが、1階は24時間光ってるということで、低層マンションというかアパートのほうは南側なので、多分リビングだとか、たくさん長い時間いるお部屋が多分あると思うので、光の問題が大丈夫なのかちょっと気になったんですが、そのあたりは確認されてるかなということだけ、御説明をお願いします。

○経済戦略局　阪急三国店舗計画の北側の。

○川口委員　北側の立面図を見ますと、開放がいっぱいあるので、多分結構光がぼっと出てくる。中からの光が外に漏れるんじゃないかと思うんですが、もし2階もずっと光っていると、前のアパートは結構きついん違うかなと。距離があるといえばそうですけども、そのあたり大丈夫かという御確認のほう、聞きたかったです。

○経済戦略局　こちらにつきましては、確認して回答させていただきます。

○川口委員　原付の置場のところなんですけど、この原付はどう置くんですかね。北側から来たらどう、北側から来たら左折して、いきなりここに入るみたいな感じになる。ちょっと危ないかなと不安になりました。大店法には関係ないやつ。横断歩道そのまま入ってくる感じなんですかね。

○大阪府警　事前協議の中で、このちょうど計画図の北側部分に関しては、かなり高低差があると聞いております。ですので、この自転車と原付の進入路は計画図のちょうど南西か

ら入るような形になりますので、原付はエンジンを切って、ちょっと歩道から、この南東側のところから入って、北に押して行くような形。ですので、北西からは進入できないぐらいにちょっと高低差があると聞いてますので、入るのは全部南西側から入ってくるように。北側の駐輪場はちょうど北東からスロープで入ってくるというような形。違いますね。ここに関しては平面になってますので、北西はちょっと高低差があるというような形になると聞いてます。

○川口委員 物理的に段差があるから大丈夫。

○大阪府警 はい。高さがあるからもうそこは入ってこれないと聞いてました。

○川口委員 そうですか。

○大阪府警 経済戦略局でもう一回確認してください。

○経済戦略局 分かりました。

○川口委員 そうですね。ストリートビュー見たときに、今またどこかのレストランがあって、確かに高低差はあったと思うんです。その辺ちょっと確認いただければと思います。

○経済戦略局 確認いたします。

○白委員 事前にいただいた資料の中に、広域見取り図というのがありまして、1kメートル圏内に、小学校とか中学校、幼稚園とかというのが、ほかの先ほど議論されたお店よりも結構多いなという感じがするんですけども、通学路とか交通安全とかの面でそれなりに配慮してるかどうかというふうなことがちょっと気になるんですけども、教えていただけますかね。

○大阪府警 こちらもちょっと交通関係の事前協議の中で、この南側道路は、先生がおっしゃるとおり、結構小学校、中学校の方が通られてると聞いてます。ですので、この荷さばきに入ってくる、これが結局通学時間帯とかぶるんじゃないかということでは言ってました。かぶるときもあるということなので、この荷さばき、ここは南側だけなので、荷さばきが入りするときは必ず誘導員が必ず見るようにと。ここの歩道は思ってるより結構広いですから、必ずここはちゃんとやっってくださいねと指導してます。

それから北側の道路なんですけど、ここも結構通学、通勤の方も結構通られてるところということで、事業者側がその辺配慮して、北側からにセットバックして、敷地内歩道を市のほうに提供してるというふうに聞いてますので、通学、通勤の方に対する安全の配慮というのは交通管理課からも申し入れて、事業者側もそれは分かってやっていますので、今後そういうことがあればちょっと嚴重にこちらも指導していきたいところなんですけど、事前にはこちらのほうは配慮するよということ指導させていただいてます。

以上です。

○向山会長 案件3について、たくさんの意見頂戴しました。

それでは、案件4について、何かございましたらご質問を頂戴したいと思います。

○白委員 案件4のほうも先ほどと質問かぶるんですけども、事前にいただいた資料の図面2に、わざわざ通学路という表示があって、通学路に囲まれてるんですけども、そこもまた同じように、何か配慮してるようなしてないような、ちょっとよく分からなかったんですけど、わざわざ通学路というのが囲まれてるんですね。なのでちょっとそこら辺を。

○経済戦略局　この図面2を見ていただきますと、市道玉造橋線のところの通学路が道路の逆サイドのほうに指定がされておりますので、そこを通る分には安全性のところは問題ないのではないかと思います。

○川口委員　2件あるんですが、送ってもらったほうの図面3の各階平面図を見ていって思ったんですけども、立体駐車場で下りてくる車が左折で出庫するときに、下りで下りてきて、横断歩道とかが割と近かったりするので、この部分だけちょっと余裕、この建物の敷地境界線からセットバックして、歩道というか、外周も歩けるようにしながら緑化されてるようなすばらしい提供のされ方も、緑地も街路樹というか、そういうものが植えられたら素晴らしいと思いながら見ていました。ちょっとこの部分だけ歩道に接してるので、坂で下って行ったときに危なくないかというのを御検討されてるのかというのがちょっと気になったというのが1点と。

これ逆に、今度は上がって行くときに、割と多分、これ気にし過ぎかもしれないんですけど、スロープでがっつとふかしますので、パワーポイントのほうの26ページのA1のマンションの写真があると思うんですけど、マンションのベランダが面してるところにスロープが横についてくるので、ふかしたときに粉塵が入っていかないかというのがちょっと気になったんです。そのあたりも、この転落防止用の柵がそれとセットになってるところをお考えになられてるかどうか、ちょっと粉塵のことがちょっと気になったっていう、その2点、いかがでしょうか。

○経済戦略局　今のご意見につきましても、確認して御回答させていただけたらと思います。

○平栗委員　そうしましたら、また騒音の予測に関してなんですが、それでいうと夜間の騒音レベル最大値の予測のところ結構ぎりぎりなので、ちょっとこの点についてお教えいただきたいことがあるんですが、今日事前にいただいた騒音関係の参考資料のほうで、資料1-3ですかね、これ。そうですね、資料1-3で、縦長でdの地点ですね。cでもいいんですが、c、dの計算結果がずらっと並んでまして、この中で寄与が大きいものを見てみると、室外機空調用というのが寄与が大きいですね。こちら先ほどのものと同じで、回折による減衰というのがゼロになっているので、これ回折補正量かかってないんですが、その前の、ちょっとあちこちいってすいません。騒音発生源位置図で書かれてますが、ここに建屋、3階平面図なので、建屋の部分と、あと紫でHイコール3、100とか3、600とか5、800とか、遮音壁だと思うんですね。これ、遮音壁が建ったり、建屋があったりした中で、回折減衰量がゼロになっているということは、この高さを考えた上で、回折減衰量がゼロになるところが最もレベルが高くなっているということなんですよ。分かりました。はい。いや、それであれば、非常に理解できるんですね。

それと、前2者との違いが物すごくあって、これは数値として理解できるんです。なので、ちょっとこれは今後に関してもお願いなんですが、ぜひ一番寄与が多いところはここでしたっていうのはぱっともう見せていただいているんですけど、そうではなくて、高さ方向のレベル分布を図としてご提供いただいたほうが分かりやすいのかなと思います。審議の迅速化も含めまして、ぜひ事前にその準備をしていただけますように、よろしくお祈りします。

○経済戦略局 分かりました。

○向山会長 4件目の案件につきまして、何かそれ以外の部分でよろしいでしょうか。

○環境局 すいません、先ほどご回答のほうちょっと後ほどというようにさせていただいておりました阪急三国店舗計画との騒音の関係ですけれども、排気ファンが一番大きいけれどもということでご意見いただいてたんですけれども、これにつきましては結果詳細にほかの発生源のリストもございまして、それらの影響の重みづけによる結果ではなかろうかなというふうに思っておるんですけれども、やはり今もいただいたように、高さ方向についてのデータをやっぱり入手してお示しすることが一番いいんだろうなというふうに考えております。

○平栗委員 実は条件が全然違うんですね。こちらのほうは壁面につけられた換気口、排気口からの騒音なので、その前方に障害物がないんですね。なので回折減衰はそもそもないというのを、計算の仕方は合ってると思うんです。計算の仕方は合ってるんですが、なぜそのときに音源の高さが3.7メートル、この状態で十何メートル上方の計算をしてるのかというのが分からないところなんですね。なのでそこが分かるように、しっかりとした説明をしていただけるといいのかなと思います。よろしくお願いします。

○向山会長 ほか、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ご意見もよろしいかと思しますので、案件3と4についての整理をさせていただきたいと思します。

基本的な結論といたしましては、御議論の結果を踏まえまして、届出上につきましては法の趣旨に従っておって、指針に沿った内容だというふうに判断していいかと思します。

したがいまして、審議会の結論としましては、立地法第8条4項の規定に基づきましての意見については、特段述べないという形にしたいと思します。

附帯意見につきましては、最初の案件は3点、4件目の案件につきましては4点を、原案どおり申し添えたいと思しますが、幾つかの注文がついておりますので、一応それを整理させていただきますと、案件3につきましては、北側の光の入り方について、それから北西面の自転車の入庫の確認という2点を、川口委員のほうからご質問が出ておりますので、川口委員のほうに回答をお伝え願って、特に問題なければ。

それから、もう1件、4件目の案件につきましては、2点、川口委員から同じように確認の質問がございましたので、これにつきましても川口委員のほうに回答をお知らせいただいでチェックいただくというようにしたいと思します。

それから、平栗委員から出ました、具体的な騒音の測定地点の問題なんですかね。ここの案件3についても4についても、ほぼ似たようなご質問だったと思しますので、これは今後のことを含めまして、その測定、特に高さに関して、少し問題というか、ご質問点があるということでしたので、その測定位置について、その呈していただく資料の中にといいですか、そこに分かるような表記なり、測定の情報を追記していただくような形で、今後リクエストしていただくというのでよろしゅうございますか。

○平栗委員 はい。

○向山会長 以上、幾つかの課題が残ってはおりますけれども、附帯意見についても、原

案どおり進めさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、報告事項が「軽微な延刻等」に関する報告事項が1件ございますので、事務局のほうからお願いいたします。

○経済戦略局　それでは、「軽微な延刻等」に関わる手続状況等について、報告案件として、1件、大阪ベイタワーの荷さばき施設の増設について御説明いたします。

本報告案件の取扱いは、経済産業省令で定める軽微な変更該当することから、本市においては審議会における調査審議を省略させていただきます。

本件は、JR大阪環状線弁天町駅及びOsaka Metro中央線弁天町駅から連絡通路で直結の商業施設で、所在地は港区弁天1丁目2番3号です。設置者は新生信託銀行株式会社。小売業者は株式会社ファミリーマート、他6社となっています。用途地域は商業地域。令和3年11月29日に届出があり、変更日は令和4年7月30日です。

次に、変更内容となっております、変更前は荷さばき施設3箇所、計234平方メートルだったものを、変更後は建物東側1階に63平方メートルを増設し、4箇所、計297平方メートルに変更されています。縦覧期間は令和3年12月10日から令和4年4月11日。住民意見なし、本市意見なしとしております。軽微区分は荷さばき施設の変更で、交通の検討及び騒音レベルの予測結果に基づく検討により、変更前後で比して周辺的生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

以上で報告を終わります。

○向山会長　ありがとうございます。

この件に関しまして、何かご質問等、よろしいでしょうか。

今、説明がございました報告事項につきまして、委員の先生方から何かご質問等ございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、長時間にわたって、誠に恐縮でございましたけれども、新設案件4件につきまして、御議論いただいた内容を踏まえた上で、市長に対する意見具申の文案を作成しまして、具体的な具申をしてまいりたいと思います。

それでは、長期、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○経済戦略局　委員の皆様、御審議いただきまして、大変ありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。

会議の円滑な進行に御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

閉会　午後4時35分

質問に対する回答

1 (仮称) イオン東淀川豊新

	質問内容	回答内容
①	<p>1階の障がい者用駐車施設から店舗までの利用者の導線はどうなっているか。</p> <p>また、障がい者用駐車場の南にある緑地は、目隠しになるような高さのものになっていないか。</p>	<p>設置者は、障がい者用駐車場利用者の安全に配慮するため、後方駐輪場の一部を移設する内容の、大規模建築物の建築計画の変更申請手続中です。</p> <p>なお、この変更申請に伴う、大店立地法の届出内容(駐輪台数等)への影響はありません。</p> <p>また、南側の緑地は、低木(ツツジ程度の高さのもの)を植えるため、視認性は確保されております。</p>
②	<p>障がい者用駐車場は1階だけだが、他の階には設置しなくて問題ないか。</p>	<p>バリアフリー法では1か所以上の設置が義務付けられており、本件は、1階に2台、3階のエレベーター付近に1台の計3台を設置していることから、法律上の問題はありません。</p>
③	<p>南側マンション(C4)に最も寄与度が高い予測地点を6階としているが、高さ方向の予測結果を確認したい。</p>	<p>計画店舗における騒音発生源は下記表のとおりです。</p> <p>騒音発生源を合成した等価騒音レベルの予測結果は資料「各階ごとの等価騒音レベルの予測結果」のとおりであり、南側マンション(C4)の1階～10階の中では、6階(高さ16.7メートル)の合成値59.23dBが最大となっており、この内訳を見ると、寄与度が最大の定常騒音(57.64dB～58.82dB)も6階が最大(58.82dB)となっています。</p> <p>さらに、この定常騒音の内訳を見ると、「騒音の総合的な予測資料」のとおり、計画店舗3階(高さ11.9メートル)に設置(音源高さ12.8メートル)の送風機(F304)が54.0dBであり、最大となっています。</p> <p>寄与の大きい設備が3階(高さ11.9メートル)に集中配置されているにも関わらず、騒音の予測結果が6階(高さ16.7メートル)で最大となるのは、計画店舗壁(高さ11.9メートル～13.9メートル)の回折効果により、マンション4階(高さ10.7メートル)と5階(高さ13.7メートル)で騒音が低減されるためです。</p> <p>なお、3階部分については、メーカーカタログ値に床面反射+3dBと天井反射+3dBを考慮しております。</p>

< 定常騒音 >

騒音発生源		場所
P301～P306	外気処理空調機	3階(11.9メートル)
K301～K308	空調室外機	3階(11.9メートル)
K401～K434		R階(15.65メートル)

		ートル)
F301～F308	送風機	3階 (11.9 メートル)
F401～F403		R 階 (15.65 メートル)
R401～R412	冷凍室外機	R 階 (15.65 メートル)

<変動騒音>

騒音発生源		場所
N101-1～N101-3、N102、H101-1～H101-3	後進ブザー音	1階 (0.1 メートル)
N103～N104	台車走行音	1階 (0.1 メートル)
H102～H103	廃棄物収集作業音	1階 (0.1 メートル)

<衝撃騒音>

騒音発生源		場所
N105～N106	リフト昇降音	1階 (0.1 メートル)

<自動車走行音>

騒音発生源		場所
C101～C108	来店車両走行音	1階 (0.1 メートル)
C201		2階 (5.85 メートル)
C301～C311		3階 (11.9 メートル)
C401～C415		R 階 (15.65 メートル)
NC101～NC103	搬入車両走行音	1階 (0.1 メートル)
HC101～HC102	廃棄物収集車両走行音	1階 (0.1 メートル)

2 (仮称) 阪急三国店舗計画

	質問内容	回答内容
①	店舗北側は開口部が大きく、光が外に出る面積が大きい。24 時間営業のため、深夜も北側の住宅等に光が当たることが想定されるが、どのような対策を考えているのか。	<p>2 階はクリニックが入るため、営業時間外である夜間は屋内照明を点灯しません。</p> <p>1 階の店内照明は外へ漏れる光に配慮し、外向きにならないよう調整しています。</p> <p>また、地元住民の要望により、外看板の夜間の明るさは控えめにします。</p> <p>なお、店舗北側の住民とは密に連絡をとっており、開店後に問題が生じた場合は、その都度対策を取るべく協議します。</p>
②	店舗敷地の北西角あたりから原動機付自転車が入ってきたら危ないのではないか。	<p>西側道路と計画地は、高低差があるため西側の道路からは出入りできません。</p> <p>また、北側道路は西向きの一方通行となっているため、北西角交差点からの直接侵入はできません。</p> <p>原動機付自転車は、①南西の出入口から入る。②北側道路西側停止線の手前から入る。のどちらかでの入庫となります。</p> <p>なお、①②付近には、自転車は降りて手押しでの通行を促す看板を設置するため、当然原動機付自転車もエンジンを切り、手押しでの駐輪となります。</p>
③	南側マンション (C) に最も寄与度が高い予測地点は 6 階としているが、1 階の排気ファン K1-1 の等価騒音レベルが最大であるので、高さ方向の予測結果を確認したい。	<p>届出書に記載のとおり、南側マンション (C) に対して寄与度が最も大きい設備は、1 階の排気ファン K1-1 (音源高さ 3.5 メートル) ですが、R 階の設備機器の影響を合成した南側マンション各階での等価騒音レベルは資料「各階ごとの等価騒音レベルの予測結果」のとおりであり、マンション 1 階～4 階で 50.3～50.4dB、5 階～6 階で 51.3 dB であり、わずかに 6 階で最大となります。</p> <p>なお、5 階以上で少し高くなるのは、4 階までは計画店舗壁 (高さ 11.0 メートル) の効果が出ていますが、5 階 (高さ 13.2 メートル) 以降はその効果が減少していくためです。</p>

3 (仮称) フレスポ阿波座

	質問内容	回答内容
①	<p>スロープを下って出庫して左折するにあたり、歩道までの距離が短く、危険ではないか。</p>	<p>大阪市条例では、スロープ勾配は 17%以下と定めております。本件の勾配は、8.3%程度となっており、出口付近のスロープは5%程度に勾配を緩めています。</p> <p>また、スロープを下りた先の敷地内に平面部分を5メートル程度確保しており、安全上の問題はないと考えております。</p>
②	<p>スロープを上るとき、車のエンジンの吹かしで粉塵が、騒音予測地点 A1 があるマンションのベランダにかからないか。</p>	<p>スロープの外側には、3.2メートル（一部 5.3メートル）の壁が設置されており、スロープの勾配も急ではないため、粉塵による影響は少ないと考えます。</p>